

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 19 日

竹原市長 吉田 基

1 協議の場を設けた区域の範囲

市内全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 10 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

12 経営体

法人	7 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

12 経営体（認定農業者 8 経営体，認定農業者予定 1 経営体，
新規就農者 2 経営体，その他 1 経営体）

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域農業の担い手及び農地の出し手の意向に応じて活用を推進する。

6 地域農業の将来の在り方

竹原市の営農は、農業生産については、傾斜地が多いものの温暖な気候を生かし、ばれいしょ、野菜類、ぶどう、みかん等の園芸作物や肉用牛及び水稻を組合せた農業の展開を図ってきたが、最近では一部の農家で施設園芸の導入が行われている。

近年は土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化していることを踏まえ、耕作可能な農地情報を収集し、地域の格となる農業者の育成・発掘に取り組む、担い手への農地集積を推進する必要がある。そのためには、各地区・団体などと地区ごとの地域農業ビジョンの策定を推進する。

農作物の高付加価値を図る取り組み、就農相談機関の設置や、就農体験ならびに栽培体験機会を設けることで、新規就農者の確保ならびに生産能力の向上を推進し、意欲ある農業者の発掘を図る。